

## 川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱

令和 2 年 10 月 19 日  
2 川ここ家第 8 9 8 号  
市長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、配偶者のない者が現に児童を養育している家庭（以下「ひとり親家庭」という。）であって、当該児童に係る養育費が支払われない場合において、当該児童の養育者が、養育費の支払義務者に代わって債権回収等を代理することが認められた保証会社又は弁護士と、養育費が支払われない場合の回収を目的とする契約を締結した場合等に必要となる費用の一部を補助することにより、養育費の確保に関し早期の改善を図り、もってひとり親家庭の福祉の向上につなげることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「児童」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する、20 歳に満たない者をいう。

(対象者)

第 3 条 この要綱に基づき交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、川崎市内に在住し、交付申請時において、ひとり親家庭であって次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養育費の支払いに関する債務名義を有している者
- (2) 養育費の取決めの対象となる子と現に生計を同一にしている者
- (3) 第 4 条第 1 項に定める補助の対象となる費用を負担した者
- (4) 過去に同一の子を対象として、この補助金（他の地方自治体における同一又は類似の趣旨を有する補助金を含む）を交付されていない者

(補助の対象及び補助額)

第 4 条 補助の対象となる費用は、次の各号に掲げるいずれかに該当する費用とする。

- (1) 保証会社と養育費保証契約を締結する場合の保証料に要した費用
- (2) 養育費受取に係る民事執行手続き申立て（強制執行のために必要な財産開示手続き及び第三者からの情報取得手続きを含む）に要した費用
- (3) 養育費受取に係る弁護士依頼費用のうち、受取開始後から 1 年以内に要した費用

2 補助金の額は、前項各号に定める費用のうち、8 万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請及び実績報告)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となる費用が確定した後、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請は、費用負担が発生した日の翌日から起算して 1 年以内に行うものとする。ただし、期日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日までとする。

3 前項の規定について、災害その他、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

(交付決定及び額の確定の通知)

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書その他書類を審査し、速やかに、補助金の交付の可否を決定し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（第 2 号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金

不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付）

第7条 補助金は、前条第1項による補助金の交付決定後、申請者の指定する口座に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段で補助金の交付を受けたとき、その全部又は一部を取消することができる。その場合は川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金取消し決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の全部又は一部を取消した場合は、申請者に対しその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の交付に関する調査）

第9条 市長は、補助金の交付について必要と認めたときは、補助金の交付申請又は交付を受けた者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行し、令和3年4月14日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年5月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（様式に関する経過措置）

2 改正前の様式にて提出された申請書については、改正後の様式にて提出されたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年5月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（様式に関する経過措置）

2 改正前の様式にて提出された申請書については、改正後の様式にて提出されたものとみなす。

（支給額等に関する経過措置）

3 この要綱の施行日前に改正前要綱が定める対象経費について申請があった場合の支給額の決定については、従前の例による。

(宛先) 川崎市長

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

(申請者) 〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (自署)  
電 話 \_\_\_\_\_

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請及び実績報告します。

なお補助金の交付にあたり必要な事項の確認のために児童扶養手当の受給状況のほか、公簿等を川崎市が確認することに同意します。

1 交付申請

(1) 交付を受けようとする補助金の額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 添付書類

- ・養育費の支払いに関する債務名義を有する文書の写し（公正証書など）
- ・ひとり親家庭を証する書類の写し（戸籍全部事項証明書又は児童扶養手当受給者証の写しなど）
- ・保証会社との養育費保証契約書の写し（※該当の場合のみ）
- ・弁護士に養育費回収に係る依頼をしたことが分かる書類の写し（※該当の場合のみ）
- ・対象費用に関して、本人が費用を負担したことが分かる書類の写し（領収書など）
- ・振込口座確認書類（通帳・カードのコピー）
- ・その他（ \_\_\_\_\_ ）

(3) 振込口座申出欄 ※申請者名義の普通預金口座に限ります

金融機関名	
支店名	
口座番号	普通
口座名義（カタカナ）	

2 実績報告

1により交付申請した本補助金について、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日から\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までに負担した要綱第4条に定める費用は\_\_\_\_\_円でした。

次に、補助事業の成果については、\_\_\_\_\_以上報告します。

第2号様式

川崎市指令 第 号

様

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金について、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件
  - (1) この補助金の使途については、必要に応じ報告を求め検査することがあります。
  - (2) この補助金の申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更承認申請書を提出してください。
- 3 前各条項に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

不交付の理由

(教示)

1 この不交付決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができません。

2 この通知を受けた日から起算して、6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した時は、処分の取消しの訴えを提起することができません。

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金取消し決定通知書

年 月 日付で交付決定した 年度川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金について、次の事由により決定を取り消しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

1 取消し理由

すでに、交付した補助金がある場合は、取り消した額の範囲において、補助金の全部又は一部を返還していただきます。返還方法については、別途ご案内します。

(教示)

1 この不交付決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができません。

2 この通知を受けた日から起算して、6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した時は、処分の取消しの訴えを提起することができません。